

～外貨関連～

中国人民銀行、国家外貨管理局、 QFII/RQFII による国内証券市場への投資の利便性を向上 資金登記の手続きを簡素化、元建て投資利益の国外送金可

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

中国人民銀行、国家外貨管理局は、2024年7月26日付で『海外機関投資家の国内証券先物投資基金管理規定¹⁾』（中国人民銀行、国家外貨管理局公告[2024]第7号、以下『規定』）を公布し、同年8月26日に施行するとします。

国家外貨管理局の朱鶴新局長は2024年6月19日に、上海市で開かれた陸家嘴フォーラムで高水準の金融開放の推進、海外投資家による中国証券市場への投資の利便性向上を図り、資金管理の簡素化・最適化するよう関連規定を改定中と表明しました。『規定』は、2020年5月に公布された『海外機関投資家の国内証券先物投資基金管理規定』（中国人民銀行、国家外貨管理局公告[2020]第2号、以下『旧法』）を改定したもので、投資利益の元建てでの国外送金を許可し、資金登記や国外送金関連手続きなどを簡素化しました。海外投資家の利便性向上に注力したことにより、中国金融市場への外資参入を呼びかけ、低迷した国内資本市場の活況を目的としています。主な改定内容は下記の通りです。

➤ 登記手続きの簡素化・最適化

資金登記に関する行政許可を撤廃、国家外貨管理局への登記申請から主報告機関経由にてオンラインでの登記に変更。変更登記の手続き期限を延長、抹消手続きプロセスを最適化

➤ 国外送金の利便性向上

- ✓ 外貨建て投資資金に応じる人民元口座内の元金及び投資収益を元建てでの国外送金が可能
- ✓ 従来送金するたびに提出していた税金完納承諾書は今後は提出不要

➤ 口座管理の最適化

コスト削減のために、証券取引用口座とデリバティブ取引用の人民元専用預金口座を統合

➤ 為替リスク管理の利便化

カストディアン銀行以外に、外貨業務資格を有する国内の他の金融機関を経由することや、インターバンク外国為替市場への参入などを通じ、直物為替取引、為替デリバティブ取引が可能

詳細については、次頁をご参考ください。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

¹⁾ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。⇒<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5414940/index.html>

□ 資金登記手続きの簡素化

投資資金の登記に関する行政許可の撤廃に伴い、国家外貨管理局への登記申請から、主報告機関(カストディアン)が国家外貨管理局デジタル外貨管理プラットフォームで登記することへ変更しました(第6条)。また、これまでの実務を踏まえ、第7条では、変更手続き期限を延長し、第22条では、抹消手続きのプロセスを最適化しました。資金登記・変更・抹消手続きが現行規定に比べた主な変更点は図表1の通りです。

【図表1】 資金登記関連手続きの比較

	旧法	『規定』	主な変更点
初期登記	<p>適格投資家が中国証券監督管理委員会(以下、CSRC)から証券先物業務許可証を取得後、主報告機関に下記の資料を提出、外貨管理局での業務登記を委託</p> <p>①「<u>国外機関投資家登記表</u>」 ②証券先物業務許可証の写し</p>	<p>適格投資家がCSRCから証券先物業務許可証を取得後、主報告機関に下記の資料を提出、主報告機関を通じ外貨管理局のデジタル外管プラットフォーム銀行版資本プロジェクト関連モジュールにて業務登記を行う</p> <p>①証券先物業務許可証の写し ②適格投資家に対する中国の税収管理関連規定遵守の承諾書</p>	<p>資金登記に係る行政許可の撤廃に伴い、従来提出が必要だった「海外機関投資家登記表」を「中国の税収関連規定遵守の承諾書」で代替</p>
変更登記	<p>✓ 適格投資家の名称変更 CSRCから書換え交付の証券先物業務許可証を取得してから<u>10営業日</u>以内に、主報告機関に国家外貨管理局への変更登記申請を委託</p> <p>✓ カストディアン等その他の重要な情報の変更 主報告機関へ委託、変更日から<u>10営業日</u>以内に国家外貨管理局へ変更登記を申請</p> <p>✓ 主報告機関の変更 新主報告機関へ委託、変更日から<u>10営業日</u>以内に国家外貨管理局へ変更登記を申請</p>	<p>✓ 適格投資家の名称変更 CSRCから書換え交付の証券先物業務許可証を取得してから<u>30営業日</u>以内に、主報告機関を通じ変更登記を行う</p> <p>✓ 主報告機関以外のカストディアン等その他の重要な情報の変更 変更日から<u>30営業日</u>以内に主報告機関を通じ変更登記を行う</p> <p>✓ 主報告機関の変更 変更日から<u>30営業日</u>以内に新主報告機関を通じ変更登記を行う</p>	<p>手続き期限を従来の10営業日から30営業日に延長</p>
抹消登記	<p>適格投資家が機構の解散、破産手続への移行、接収管理者による接収あるいは自身の原因等によりCSRCに業務許可を取り消された場合、<u>主報告機関を通じ遅滞なく人民銀行及び国家外貨管理局へ報告、かつ原則として、30営業日以内に資産を現金化、かつ適格投資家専用口座を閉鎖</u></p>	<p>適格投資家が機構の解散、破産手続への移行、接収管理者による接収あるいは自身の原因等によりCSRCに業務許可を取り消された場合、<u>資金を現金化、かつ適格投資家専用口座閉鎖後の30営業日以内に主報告機関を通じ抹消登記を行う</u></p>	<p>「当局へ報告後30営業日以内に資産現金化・口座閉鎖」から「資産現金化・口座閉鎖後30営業日以内に抹消登記」へとプロセスを最適化</p>

(『規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 国外送金の利便性向上

➤ 投資利益の元建てでの国外送金が可能

適格投資家は外貨を振り込み、国内の証券・先物へ投資を行う際、外貨専用口座内の外貨建て元本を元転し、同外貨専用口座に依る人民元専用預金口座に振り込みます。現行規定によれば、人民元専用口座内の元本及び投資収益を国外へ送金する際、「送金通貨の種類は原則、入金通貨の種類と一致する」とのルールに従い、外貨転しなればなりません。今回の改定では、「国外から振り込まれた外貨で投資する場合、元本及び収益は外貨建てまたは、元建てでの国外送金が可能」と明記したので、外貨転せずに、元建てでの送金が可能となり、国外送金は利便性が向上した上、海外機関投資家による国内証券資産の配置にも便宜を図りました（第 10 条）。また、国外から振り込まれた人民元で投資する場合、元本及び収益は元建てで送金しなければならないと追記しました。

➤ 提出書類の簡素化

現行規定に基づき、投資収益（清算に関わる送金を除く）を国外送金するたびに、適格投資家は税金完納承諾書を提出する必要があります。今回の改定では、税金完納承諾書は不要となり、カストディアンは適格投資家の申請書または指令に基づき送金手続きを取り扱うことを可能としました（第 15 条）。

□ 口座管理の最適化

現行規定に基づき、適格投資家は資金の特定用途により、証券市場への投資専用預金口座、デリバティブ取引専用預金口座をそれぞれ開設する必要があります。適格投資家の口座管理コストの軽減を図り、『規定』では上記 2 種の人民元専用預金口座を統合しました。

また、資金移動の利便性を向上させるために、外貨・人民元専用口座内の資金は、同名義の中国債券市場投資専用口座内の資金との相互振替、また同名義の専用口座内の資金の相互振替を許可しました。ただし、裁定取引を防ぐために、外貨建て元本を入金した外貨専用口座に依る人民元預金専用口座と、人民元建て元本を入金した人民元預金専用口座内の資金との間での振替は引き続きできないので、ご注意ください。

□ 為替リスクヘッジ手法の明確化

適格投資家が国外から振り込んだ外貨資金で投資する場合、外貨リスクのエクスポージャーが存在し、そのエクスポージャーをヘッジする需要が為替デリバティブ取引の基礎であり、これを実需といいます。『規定』は、現行規定を踏襲し、「適格投資家が国内で人民元対外貨デリバティブ取引を展開する際、実需ベースでリスクヘッジを目的とし、国内証券・先物投資による外貨リスクのエクスポージャーを管理すべきである」を強調しました（第 16 条）。為替リスク管理の面では、中国インターバンク債券市場（CIBM）でのリスク管理モデルと統一しました。

具体的には、2023 年 1 月に施行された『海外機関投資家の中国債券市場投資基金管理規定』（銀発[2022]258 号）の関連内容を盛り込み、為替リスクヘッジの手法として、カストディアン以外に、適格投資家は外貨業務資格を有する国内の他の金融機関経由にて、あるいはインターバンク

外国為替市場への参入などにより、直物為替取引、デリバティブ取引を行うことができると明確にしました。

【図表 2】 適格投資家の直物取引・デリバティブ取引を行うルート

直物取引・デリバティブ取引を行うルート	適格投資家種類	
顧客としてカストディアンまたは国内のその他の金融機関と直接取引	非銀行類 適格投資家	銀行類 適格投資家
中国外貨取引センターの会員となり、プライムブローカー業務 (Prime Brokerage) を通じインターバンク外国為替市場で取引を実施		
中国外貨取引センターの会員としてインターバンク外国為替市場で直接為替取引を実施		

(『規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者 : 中国アドバイザー一部 経

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1183)

E-mail : hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。